

保健事業実施要領新旧対照表

改正 (案)	現 行
<p>第5 健康診査</p> <p>2 基本健康診査</p> <p>(2) 基本健康診査の実施</p> <p>ア 検査項目及び方法</p> <p>基本健康診査は、問診、身体計測、理学的検査、 血圧測定、検尿、循環器検査、貧血検査、肝機能検査、 腎機能検査、血糖検査、ヘモグロビンA1c検査及び血清アルブミン検査を実施する。</p> <p>なお、反復唾液嚥下テスト、心電図検査、眼底検査、 貧血検査、ヘモグロビンA1c検査及び血清アルブミン検査については医師の判断に基づき選択的に実施する。</p> <p>(ア) 問診</p> <p>現状の症状、生活機能評価に関する項目（「<u>健康度評価のための質問票（B票）（基本チェックリスト）</u>」（別添2の様式2。以下「<u>基本チェックリスト</u>」という。）を用いるものとする。）、既往歴、家族歴、嗜好、過去の健康診査受診状況等を聴取する。</p> <p>(3) 検査結果の判定と指導区分</p> <p>検査結果については、各検査ごとに所定の方法で判定し、指導区分の決定に当たっては、これらの判定区分を総合的に判定し、「異常を認めず」、「要指導」及び「要医療」に区分する。なお、区分に当たっては、年齢、性、生活環境等の個人差について十分に配慮する。</p>	<p>第5 健康診査</p> <p>2 基本健康診査</p> <p>(2) 基本健康診査の実施</p> <p>ア 検査項目及び方法</p> <p>基本健康診査は、問診、身体計測、理学的検査、 血圧測定、検尿、循環器検査、貧血検査、肝機能検査、 腎機能検査、血糖検査、ヘモグロビンA1c検査及び血清アルブミン検査を実施する。</p> <p>なお、反復唾液嚥下テスト、心電図検査、眼底検査、 貧血検査、ヘモグロビンA1c検査及び血清アルブミン検査については医師の判断に基づき選択的に実施する。</p> <p>(ア) 問診</p> <p>現状の症状、生活機能評価に関する項目（別添2の様式2「<u>健康度評価のための質問票（B票）</u>」を用いるものとする。）、既往歴、家族歴、嗜好、過去の健康診査受診状況等を聴取する。</p> <p>(3) 検査結果の判定と指導区分</p> <p>検査結果については、各検査ごとに所定の方法で判定し、指導区分の決定に当たっては、これらの判定区分を総合的に判定し、「異常を認めず」、「要指導」及び「要医療」に区分する。なお、区分に当たっては、年齢、性、生活環境等の個人差について十分に配慮する。</p>

また、日常生活で必要となる機能（以下「生活機能」という。）及び介護予防事業に関する評価については、基本チェックリストにより特定高齢者の候補者に該当した者（要支援・要介護認定者を除く。）について総合的に判断するものとし、当該者について次のいずれかに区分する。

なお、特定高齢者の候補者の該当基準については、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）の選定方法によるものとする。

ア 生活機能の低下あり

生活機能の低下があり、要支援・要介護状態となるおそれが高いと考えられる場合（具体的には、地域支援事業実施要綱における特定高齢者の決定方法に該当している場合）

アー(ア) 介護予防事業の利用が望ましい

生活機能の低下があり、介護予防事業の利用が望ましい場合

アー(イ) 医学的な理由により次の介護予防事業の利用は不相当

- 全て
- 運動器の機能向上
- 栄養改善
- 口腔機能の向上
- その他（ ）

生活機能の低下はあるが、心筋梗塞、骨折等の傷病を有しており、

①介護予防事業の利用により当該傷病の

さらに、生活機能についても総合的に判断し、次のいずれかに区分する。

ア 医療を優先すべき

介護予防事業等の利用よりも医療を優先する必要性が認められると判断される場合

イ 生活機能の著しい低下有り

ア以外の場合であって、介護予防事業等の利用が必要と判断される場合

ウ 生活機能の著しい低下無し

ア以外の場合であって、生活機能の低下所見を認めないか、あるいは生活機能が比較的よく保たれていると判断される場合

病状悪化のおそれがある
②介護予防事業の利用が当該傷病の治療を行う上で支障を生ずるおそれがある等の医学的な理由により、介護予防事業の利用は不適當であると判断される場合であり、具体的に利用が不適當な介護予防事業のプログラムに印を付するものとする。(印を付されていないプログラムは利用が望ましいプログラムとなる。)

イ 生活機能の低下なし

特定高齢者の候補者には該当しているが、生活機能の低下所見を認めないか、あるいは生活機能が比較的よく保たれていると判断される場合(具体的には、地域支援事業実施要綱における特定高齢者の決定方法に該当していない場合)

7 介護予防事業等への参加の指導

(1) 目的

基本健康診査の結果「介護予防事業の利用が望ましい」と判定された者について、介護予防事業等への参加を指導することにより、的確な支援を確保する。

(2) 対象者

基本健康診査の結果「介護予防事業の利用が望ましい」と判定された者

7 介護予防事業等への参加の指導

(1) 目的

基本健康診査の結果「生活機能の著しい低下有り」と判定された者について、介護予防事業等への参加を指導することにより、的確な支援を確保する。

(2) 対象者

基本健康診査において「生活機能の著しい低下有り」と判定された者